



地方独立行政法人静岡県立病院機構一般競争入札について[公告]

次のとおり、一般競争入札を行うので、地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程（平成21年4月1日規程第37号）第5条の規定に基づき公告する。

平成27年8月14日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 田中 一成

1 入札執行者

地方独立行政法人静岡県立病院機構 理事長 田中 一成

2 件名

総病情第26号

静岡県立総合病院生理検査システム構築業務委託契約

3 内容

業務内容等詳細は別紙仕様書による。

4 実施場所

静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番1号

5 委託期間

平成27年9月1日から平成28年1月30日まで

6 担当部署

〒420-8527 静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番1号

地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立総合病院 情報企画室

電話番号 054-247-6135

7 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の「情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格」において、「システム開発」の業務区分について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。新たに静岡県の競争入札参加資格を得ることを条件に申請書を提出する者は、平成27年8月27日（木）午後5時までに入札参加資格を得たことを証明すること。
- (3) 当該業務を実施する能力を有する者であること。
- (4) 参加申請書の提出期間から契約の時までの期間に、静岡県の「情報システム開発等の入札参加停止基準」に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

8 入札説明書等の配布方法

静岡県立病院機構ホームページ上に掲示する。

9 入札参加資格確認申請書（申込書）及び入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望するものは、入札説明書に示す方法により、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を平成27年8月25日（火）午後5時までに上記6担当部署へ直接持参すること。

(1) 提出期間

平成27年8月14日（金）から平成27年8月25日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

上記6のとおり

10 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成27年8月31日（月）午前10時30分

(2) 入札執行場所

静岡県立総合病院 本館2階研修室

(3) 入札書の提出期限

入札執行日時。郵送及び電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札及び入札説明書において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

落札者の決定については、当該業務を実施できると理事長が判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

(8) 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 照会窓口は、上記6とする。
- (3) 詳細は入札説明書による。